

# 世界遺産講座

## 第19講

世界遺産講座第19講では、文化遺産の保護に新たな道を拓くこととなつた奈良文書について紹介します。

日本の都市部の建築物を見ていると、多くが鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造であることがわかります。一方、これまでの日本の一般的な建築物のほとんどが木造だったことは現在まで残る古い寺社仏閣や民家を見てもわかることでしょう。その要因は諸説ありますが、おそらく夏の高温多湿という環境に順応するためだったと言われています。石造建築やレンガ建築であれば家のなかが蒸し風呂のような状態となります。しかし、木造建築の場合は断熱性を備え、調湿機能もあることから、高温多湿の環境に適したものであるといえます。そのため、日本の文化は木とともに歩んできた建築物である法隆寺、平等院鳳凰堂、

金閣寺、姫路城など全てが木造建築物となっています。今回は日本の木造建築物が今日まで伝えられてきたことの重要性を世界的に認められる機会となつた「奈良文書」について紹介します。

文化遺産の保存や修復の規範を定めたベニス憲章はヨーロッパで普遍的に存在する石造の建築物を前提とした概念でした。この段階では真実性の考え方について、建物などの再建や修繕に際しては新しい材料の追加が許されず、現存する元の部材を用いた再構築のみ許されるものでした。これは保護すべき対象をヨーロッパの古代建造物としていたためです。そのため、日本の木造建築物のように柱の根元や垂木の先端などのように湿気を吸収したり、雨が直接かか

る部分は腐朽や破損が起きてしまい、修繕の際に部材の一部または全部を新しい材料に置き換える必要があり、その場合、真実性が欠如するという評価になってしまいます。恐れがありました。そのような中、日本は1992（平成4）年に世界遺産条約を批准し、翌年には

「法隆寺地域の仏教建造物」と「姫路城」が世界文化遺産に登録されることとなりました。その際に日本の文化遺産が何度も修繕を実施しており、これに対する真実性の評価をめぐって改めて問題が提起されました。そして1994年11月1日から6日に奈良市において文化庁や奈良県、なら・シルクロード博記念国際交流財団の主催により、ユネスコの世界遺産センターやイコモスなどを招いて開催された「世界文化遺産奈良コンファレンス」において、奈良文書が採択されました。この「奈良文書」こそが文化遺産の真実性がその遺産に固有な文化に根ざして考慮されるべきというものであ

り、「奈良文書」が与えた影響は日本において世界文化遺産の対象が拡

大するだけのものではなく、泥や日干し煉瓦、その他の脆弱の材料を用いた反復的な修復が必要なアジアやアフリカなどのそれまで登録の対象となることが少なかった地域にも影響を与え、より幅広い保護が可能となりました。また、ヨーロッパでも町並み保存において住みやすさを重視した改造を行った場合や、東ヨーロッパにおける木造の協会の修繕に際してはベニス憲章に違反することが課題となっていました。これらの問題を一気に解決したという意味でも「奈良文書」が与えた影響はかなり大きなものであるといえます。また欧米を中心に確立した近代的な概念が、アジアで培った概念によって初めて覆つたことでも重要なターニングポイントともなりました。さらに建物の修繕等には専門の技術を有した職人が不可欠となります。さもなくば、数十年に一度の寺院等の大規模な修繕はその技術を継承する場としても重要な役割を果たしました。過去から連綿と受け継がれてきた日本の文化財保護の精神が世界に認められ、他地域の文化財保護にも影響を与えたのが「奈良文書」といえます。来年は「奈良文書」の採択から30年を迎えます。